

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示
(説明書を兼ねる)

令和6年2月9日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 東京支社長 浅見 均

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

1 当該招請の主旨

本業務は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構東京支社（以下「当機構」という。）において業務上必要な場合（深夜業務により帰宅する場合を含む。）に、タクシーを配車し職員の指示する目的地まで安全に運送する業務及び当該タクシーに利用できるタクシーチケットの供給業務を行うものである。

本業務の実施に当たっては、当機構におけるタクシーの利用状況等を踏まえ、利便性及び使用実績を有する特定の者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定の者以外の者で4の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者のほか、当該応募者との契約手続に移行する。

2 業務概要

- (1) 業務名 借上乗用自動車（タクシー）の供給業務
- (2) 業務内容 タクシー配車及びタクシーチケットの供給業務
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、契約締結日は令和6年4月1日とする。ただし、令和6年4月1日までに令和6年度予算が成立しなかった場合は、契約締結日は令和6年4月2日以降、予算が成立した日とする。

3 業務目的

当機構からの配車依頼の都度、タクシーを配車して職員の指示する目的地まで安全に運送する業務のほか、当該タクシーに利用できるタクシーチケットの供給業務を行うことを目的とする。

4 応募要件

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条に該当しない者であること。
- (2) 過去1年間において、運輸局から業務の停止以上の行政処分を受けていない者であること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 本件に関する下記の参加条件をすべて満たしている者であること。
 - ① 事業の種別として「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を受け、かつ営業区域として運輸局等の許可を受けている会社の借上げ乗用自動車（タクシー）の配車が可能なこと。
 - ② 配車可能な運輸局等認可のタクシー車両台数が100台以上であること（関連会社又は協定会社を含む。）。
 - ③ 配車する車両が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月）」における「22-8旅客輸送（自動車）」の【判断の基準】を満たしていること。
 - ④ 有効に使用できるタクシー乗車券を無償で当機構に提供できること。
 - ⑤ タクシー利用料金の支払は、1ヶ月毎の精算払いとすること。
 - ⑥ タクシー料金請求書は毎月末日締めで、翌月15日までに提出が可能なこと。
 - ⑦ タクシー利用料金を除く事務取扱手数料等の料金が当機構に対して発生しないこと。
 - ⑧ 上述①から③までについては、これらの事実を証明又は確認することが出来る書面の写しを参加意思確認書の提出期限までに提出すること。

5 手続等

(1) 担当支社等

〒105-0011 東京都港区芝公園2丁目4番1号（芝パークビル B 館5階）
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
東京支社 総務部 契約課 契約係
電 話 03-5403-8732
FAX 03-5403-8770
電子メールアドレス keiyaku.tky@jr-tt.go.jp

(2) 関係書類の交付期間、交付方法及び交付場所

- ア 交付期間 本公示の日から令和6年3月13日まで。
- イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。
- ウ 交付場所 アドレス <https://www.jr-tt.go.jp/>

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 令和5年3月13日16時00分。
- イ 提出場所 (1)に同じ。
- ウ 提出方法 郵送、信書便（民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年

法律第 99 号) 第 2 条第 2 項に規定する信書便をいう。以下同じ。)、持参、電子メール又は FAX (郵送の場合は書留郵便、信書便の場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メール及び FAX による場合は、押印を省略する場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により確認すること。以下「郵送等」という。) により提出すること。なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

参加意思確認書の様式は、別添 (様式 1、A 4 判) に示されるとおりとする。なお、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

提出期限までに参加意思確認書が到達しなかった場合は受け付けない。

6 公示の内容についての質問の受付及び回答

(1) 参加意思確認書の提出に際し、質問がある場合は以下により提出すること。

ア 提出期間 公示日から令和 6 年 2 月 28 日までの休日 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条に規定する休日をいう。以下同じ。) を除く毎日、10 時から 16 時まで。

イ 提出場所 5 (1) に同じ。

ウ 提出方法 質問内容を記載した書面 (表紙に会社名、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを記載し、別紙に質問内容を記載すること。様式は自由。) を郵送等にて提出すること。

(2) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。また、電子メールにより、関係書類を受理した全ての者に質問の内容及び質問に対する回答を送付する。

ア 閲覧期間 令和 6 年 3 月 4 日から参加意思確認書の提出期限の前日まで。ただし、休日は除く。10 時から 16 時まで。

イ 閲覧場所 5 (1) に同じ。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨によるものとする。

(2) 本業務は別添契約書案により、契約書を作成するものとする。なお、契約の確定は、契約書を機構に提出し、機構がこれを審査確認のうえ記名・押印したときとする。

(3) 参加意思確認書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(4) 参加意思確認書及び添付書類に虚偽の記載をした場合には、提出された参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を行うことがある。

(5) 提出された参加意思確認書は返却しない。

(6) 提出期限以降の参加意思確認書の差替及び再提出は認めない。

(7) 本件に参加を希望する者は、契約申込心得を熟読しておくこと。契約申込心得は当機構ホームページで公開している。

(8) 手続における交渉の有無 無。

(9) 資格審査及び技術提案等の評価にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。

8 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること。

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量(工事(設計等の役務を含む。))の名称、場所、期間及び種別)、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名

イ 当機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（各年度の4月に締結した契約については原則として93日以内）

9 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本件に関して、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 本件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(様式1)

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 東京支社長 殿

(提出者) 住 所
電話番号
会社名
代表者
役職名
氏 名

印

参加意思確認書

(記号番号) 東支総総第 240205004 号

(業務名) 借上げ乗用自動車(タクシー)の供給業務

標記業務の参加意思確認書を提出します。

なお、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当する者でないこと、過去1年間において、運輸局から業務の停止以上の行政処分を受けていない者であること、提出書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

併せて、応募要件を満たす証明及び確認できる写しを別添のとおり提出します。

添付書類

- 1
- 2
- 3

(担当者) 担当部署
氏 名
電話番号
E-mail

本件責任者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇

担当者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇

連絡先1：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代表)

連絡先2：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (〇〇課)

(注) 「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先は
押印を省略する場合に記載すること(個人事業主等で
複数の電話番号がない場合は1つで可)。